

氏名 姜鶯燕

学位(専攻分野) 博士(学術)

学位記番号 総研大乙第216号

学位授与の日付 平成24年9月28日

学位授与の要件 学位規則第6条第2項該当

学位論文題目 徳川幕臣の身分的変容に関する研究—いわゆる「御家人株の
売買」の問題を中心に—

論文審査委員 主査 教授 倉本一宏
教授 笠谷和比古
准教授 瀧井一博
教授 谷口昭 名城大学
教授 長谷川成一 弘前大学

論文内容の要旨

従来、江戸時代には身分制度に基づく支配体制が整えられ、支配身分としての武士と被支配身分である農工商との間に太い境界線が引かれており、このような近世的社会秩序のもとで、人々は身分的制限を受け、身分を自由に変えることは許されなかつたと考えられてきた。庶民が武士になることや、武士が庶民になることは、例外的ないいくつかのケースや幕末期に身分秩序が乱れた時に生じた問題を除くならば、一般的にはないことと思われてきたのである。

特に徳川将軍の家臣団である旗本・御家人にあっては、その身分規制はいっそう厳格であるという認識がもたれてきた。しかしながら、そのような旗本・御家人にあっても、金銭で彼らの武士身分を取得するという方法があった。「御家人株の売買」と言われるものである。

江戸時代において、養子縁組の際に養子が養父の家に持参金を持っていくことは特別なことではなく一般的に行われてきた。大名家でさえ養子選定の際に、もっぱら持参金の多寡で決める風潮があり、幕臣である旗本・御家人の場合もまた同様であった。非武士身分の者が持参金付きで武士の養子になった場合には、武士身分を有する者同士の養子縁組と違い、身分的移動を伴う。また、持参金養子という方法とは別に、御家人株を買うという方法を用いて幕臣階層に参入する者もいた。身分制社会といわれる江戸時代でも、農民や町人から武士へと身分移動をしていく方法があったのである。

これまで、持参金養子や御家人株について系統的に論じた研究はみられない。これらは養子制度や御家人集団の研究の中で、付隨的に言及されるか、あるいはこれらの手法を用いて幕臣身分を得た幾人かの有名人に関する伝記的な研究の中でその事実が紹介されるにとどまっている。それゆえ、幕臣をめぐる持参金養子と御家人株の実態は未解明のままにおかれてきた。御家人株の売買に対する評価については、従来の概論的な説明の中では、それらは近世的秩序が崩壊に向かう時期に現れた現象であり、武士の堕落であると消極的に捉えられていたが、近年の研究では、能力主義的な視点から評価する傾向がある。本研究では、金銭授受を伴う身分移動の実態解明とともに、この歴史現象の本質について検討した。

本研究は序章、第一章から第三章、終章からなる。序章は主に、本研究の課題と目的について述べている。第一章は旗本の持参金養子に関する問題について、幕府法令を分析して幕府の施策内容と時代によるその流れについて検討した。また、持参金養子の具体的な事例を通して、その実態の解明を試みた。第二章では、持参金養子とは一線を画する御家人株の売買という問題を主題として取り上げ、農民・町人といった非武士身分の者が御家人株を取得して武士身分へ参入した事例を抽出し、考察した。従来の研究では、持参金養子と御家人株の問題とが混同されてきたが、本研究においてこの両者が截然と区別されるべきものであるとした。第三章では、非武士身分の者が御家人株を取得する場合の具体的な手法として、一代抱の御家人の「番代」という問題に注目し、番代制度の意味、番代形式の決め方、番代者選びおよび番代決定までの経緯について考察した。

結果を要約すると次の通りになる。1. 徳川幕府は養子の選定について、親族重視と身分相応の原則を掲げ、非武士身分の者が持参金によって旗本層へ参入することに対して厳格

に取り締まっていた。もちろん、現実には、非武士身分の者による持参金養子が水面下においてかなりの広がりはみせていたものの、それが発覚した場合には、死罪・遠島といった厳罰が下された。旗本層への直接的な参入は制約を受け、実現するのは困難であった。

2. 旗本層とは対照的に、下級幕臣である御家人層への非武士身分の者の参入は容易に可能であり、御徒や各種の同心など一代抱の御家人の身分は御家人株という形をとて、その売買が社会慣行として行われていた。3. この御家人株の売買を具体化する手法が「番代」という一代抱の御家人の勤務交代に関する制度であり、番代制度が御家人層への外部からの参入口として機能した。

終章では、これらの研究結果を総括するとともに、幕臣の身分売買、そして非武士身分の者による幕臣層への参入の意義について考察した。農民・町人といった非武士身分の者が、下級幕臣とはいえ武士の身分を事実上の容認のもとに獲得していることは、江戸時代の身分制度を再検討するうえで重要であろう。さらにこの問題は、幕臣内部における能力主義的な昇進システムと連動することによっていっそう重要な意義をもつ。

幕府では享保改革によって下級幕臣の御家人であってもその能力次第で旗本にも昇進でき、さらには高級役職にも就任できるという人事改革がなされた。その中心は、幕府の行財政を司る勘定所部門であった。ここでは下級幕臣であっても一代の間に旗本相当職、そして長官である勘定奉行までも昇進しうるという事態が形成されていた。非武士身分の者が御家人株の売買で取得できる下級幕臣の身分に、御徒があった。御徒は将軍外出時の警護を担当する武職であるが、同時に勘定所の下級役人に出向するという機会があった。そして幕府勘定所においては、能力主義的な昇進システムが形成されていた。そのため現実として、御徒の身分を媒介として勘定所の下級役人に採用された元非武士身分の者が、その能力と業績によって旗本相当の役職にも昇進することで、旗本身分を取得して子孫にそれを伝えることが可能であった。こうして、非武士身分の者が御家人株の売買によって御徒となり、勘定所で業績をあげ上級役職へと昇進し、旗本身分を取得するという立身出世のコースが 18 世紀の前半には形成されていた。それは単なる旗本身分だけではなく、三千石相当の勘定奉行のような高級役職まで含まれていた。

このような身分上昇のシステムが形成されてからおよそ 100 年後、幕末の日本は欧米列強のアジア進出の中で緊迫した情勢にあった。アジア諸国が欧米勢力によって植民地化されるなかで、日本もまた欧米列強と対峙しなければならなかった。このとき幕府官僚陣のトップにあって、一連の国際条約交渉を指揮した勘定奉行川路聖謨こそ、御家人株の売買と勘定所における能力主義的昇進システムによって、非武士身分でありながら、この地位にまで上り詰めた人物であった。川路は日本側全権として、ロシア使節プチャーチンとの交渉で日露和親条約を締結し、相互対等の国際関係を樹立するとともに、択捉島をはじめとする千島四島を日本領として確定するという歴史的業績を達成した。川路は、日本の独立を堅持しつつ、200 年の鎖国下にあった日本を世界へと船出させるという重要な歴史的任務を果たした。川路より遅れて活躍する榎本武揚も、父の代に非武士身分から幕臣身分に参入した。榎本は外交だけではなく、電気学会や工業化学会を創設するなど産業においても貢献した。日本の近代化は、彼ら御家人株の売買で武士となった子孫たちの活躍によって支えられていた。

本研究によって検討した御家人株売買の問題は、幕藩制社会における身分制度の意味を

根本的に問い合わせるだけではなく、能力主義的な昇進システムとの関連において近代国際関係形成の問題とも深く関わり、その歴史的意義を鮮明化する鍵となると考える。

博士論文の審査結果の要旨

妻鶯燕論文の主題は、一般に「御家人株の売買」と称せられる、徳川幕臣を中心とする江戸時代の武士たちの間で行われていた、武士身分の売買をめぐる問題である。幕臣身分を買得しようとする者には、浪人や大名家臣などさまざまな種類の人々があったが、中でも重要なのは一般庶民がこれを買得して幕臣となり、武士社会に参入していく問題である。これが重要な研究テーマであることは、予てより歴史学・法制史学研究者の間では了解されていた。しかし、庶民から幕臣身分に参入した者はその経験を伏せて明らかにしないことから、それら史料上の制約のために研究の前進が妨げられてきたという経緯がある。

本論文においては、江戸社会の市井の情報を広く書き留めたことで知られる『藤岡屋日記』をはじめとする膨大な関係史料を博検討して、それより「御家人株の売買」と判断される事象を丹念に検出することに努めている。従前の法制史学的アプローチの欠を補った点で学際的な研究の意義は大きい。

また本論文では、「御家人株の売買」とならぶ、もう一つの武士社会への参入ルートである「持参金養子」の問題をも取り扱っている。「持参金養子」とは、養子が養家に入るに際して持参する礼金を目当てとする養子縁組を意味しており、持参金の名目で、非武士身分の者が武士身分を買得する場合に用いられる手段の一つであった。徳川幕府はこれを厳禁していたが、実際には頻繁に行なわれていた。

本論文ではこの問題について、持参金養子をめぐる幕府の施策の推移をたどるとともに、その処罰事例などの分析を通して、持参金養子の実態解明に大きく歩を進めている。そして特に重要なのは、従来の研究では混同されていた「御家人株の売買」と「持参金養子」の問題が、概念的にも制度的にも弁別されるべきものであることを明らかにした点である。また本論文では18世紀初頭の享保改革期以降、幕府の態度には「持参金養子」の手法による旗本身分への参入に対しては厳罰をもって臨むとともに、他方、下級幕臣である御家人層を対象とした「御家人株の売買」に対しては事実上の容認といった姿勢が見られたことを明らかにしている。これは本問題をめぐる研究成果として重視されるべきものであろう。

本論文では「御家人株の売買」の問題をさらに掘り下げて分析し、この問題の中核をしている下級幕臣である御家人層のうち、一代抱えの原則のもとにあつては家督相続が許されず、「番代」と呼ばれる勤務者交代の形をとった地位の継承が行われていた。被継承者に実子がおればその実子が優先的に番代に選ばれる慣行があつたが、実子不在か実子が幼少ないし能力不足と見なされたときには、さまざまな形をとった番代の類型があつた。

本論文ではこれら番代の諸類型を分析して、実子番代の他に、1. 後家入番代、2. 婿養子番代、3. 看防番代、4. 遠縁番代、5. 身寄番代、の五つの類型を析出し、それら各類型の特質を論じている。これまでも一代抱え幕臣の番代の役割について言及した研究は存在したが、このように五つの類型を析出して精密に論じたものは見られず、この点の分析は本論文の大きな成果を示しているということができるであろう。

本論文はこれら非武士身分の者の幕臣身分への参入の問題を分析したのち、終章において

てその現象のもつ歴史的意義について論じる。幕臣身分への参入という現象だけであるならば一般庶民が下級武士身分を得たというにとどまる問題かも知れないが、これら「御家人株」による幕臣社会への参入という問題は、さらにこれと連動する別の昇進システムによって、より重要な歴史的意義を發揮するにいたっていた所以をも明らかにしていく。

幕府の享保改革期に導入された人材登用政策としては、有名な「足高制」がある。同制度によって、下級幕臣であっても能力主義による地位の上昇を望み得た。「足高制」の効果がいちばん發揮されたのが幕府行財政を司る勘定所であり、ここでは下級役職にある下級幕臣であっても仕事ぶりと成果によって上級役職へと昇進し、それにともなって上級幕臣である旗本の身分を獲得できたことが、既往の研究によって知られている。

この「足高制」の昇進システムと「御家人株の売買」の問題とが連動すると、非武士身分である一般庶民が御家人株の買得によって下級幕臣の仲間入りをし、そこから勘定所の下級役職に採用されたのち、能力主義による昇進によって上級役職へと昇進し、旗本身分を獲得するという事態が少なからず見られたことを、本論文は明らかにしていった。

そしてこのような一般庶民の下級幕臣への参入と、能力主義的昇進という問題は、19世紀の幕末期にはいっそう顕著となるとともに、ペリー来航にはじまる欧米列強の日本進出という事態の中で、幕府内部で国際交渉を担当した勘定奉行川路聖謨、外国奉行井上清直らは、御家人株の買得によって幕臣社会に参入し、能力主義人事によって幕府官僚陣のトップにのぼり詰めた人物であった。

その他、勝海舟や榎本武揚ら幕末に活躍する著名人の多くも、本人ないし父祖の代に御家人株の買得によって幕臣社会に参入していた。徳川日本が国際社会に船出し、そして近代化を遂げるという日本の歴史において最も重要な時期に、これを指導した人物の多くが、まさに本論文が解明したような御家人株の買得を通して幕臣に参入していた者であったという事実は、本問題の有する歴史的意義を明確にするものと言ってよいであろう。

本論文は「御家人株の売買」の問題をめぐり、事例となる事実を数多くの史料から丹念に拾い集めることによって実証的レベルで既往の研究の曖昧さを正すとともに、さらに進んで本事象が徳川日本の社会の中で慣行的制度として存在していた存在理由を明らかにし、また同制度の構成要件や要件の諸類型、そしてそれらの相互関係などを詳細に跡づけていったことは、優れた研究業績として評価されるであろう。

しかし反面、近世史料は膨大であり、本論文において扱い得ていないものが数多く残されていることも否定できない。また本論文においては、制度的内実についてはかなり詳しく解説されているが、依然として「番代」の選定方法をめぐる手続き、ないし概念上の疑義が払拭されたわけではない。

これらの欠点が指摘されるところではあるが、本論文によって従前の研究の曖昧さが正され、実証レベルにおいて研究を大きく前進させたことは、欠点を補って余りあるところではないかと思料する。よって審査委員は全員一致で、本論文が学位授与に相当するものと判定する。